

梁代貴族佛教の一面

大内文雄

—

梁帝國五六六年の命脈の中、創業の君主たる武帝は、實に四八年の長きに亘ってその位に在った。三九歳より、八六歳の當時稀な高齢で歿するまで、彼は常に帝權の所有主として君臨し續けたが、しかしそのあまりの長壽の故か、梁王朝は武帝歿後に急轉直下崩壊して行く。その原因については現在様々な方面から考究されているが、梁朝滅亡後、最も喧傳されたのが、彼の佛教への心醉である。廢佛論者は言うに及ばず、梁書・南史等の史書にも、彼の過度の奉

佛ぶりは批判されている。初唐の道宣が「梁祖年暮ハタク、惟タヌミ事トスノミ薰修ハシム、臣下偃ハニ風ハニ、情言扇ハル俗ハニ」(續高僧傳卷五・寶瓊傳)と述べているのも、武帝晩年の奉佛の有様を傳えたもので

ある。^①しかし、彼の佛教への傾倒にも自ずと變遷がある。

極く大難把に言えば、普通二年(五二二)に同泰寺の建立が開始され、大通元年(五二七)完成するや、武帝は同寺に於いて第一回の捨身を行つた(この時武帝六五歳)。そしてこの頃より脇目も振らず、心を佛教へ傾斜させて行つたと思われる。本論は、この武帝捨身の以前、天監より普通に及ぶ二五年の間に、家僧として或いはそれに匹敵する厚遇を受けつつ武帝の側近くで活躍した佛僧の動向を眺め、そこから武帝治下の佛教の一端を、改めて把握してみようとする試みである。

ところで、家僧については、既に早く山崎宏氏が、南北朝・隋・唐という長い時間を鳥瞰すべく網羅的に論ぜられ、續高僧傳中より、武帝の家僧として明記されている僧伽婆

羅・法寵・僧遷・僧旻・法雲・慧超・明徹・僧遷（彼のみ後梁代に及ぶ）の八名を検索され、一帝にして八名の家僧なる者を有つて例は、他に見出し得ないとも述べられている。但し武帝の近くには、彼等の他にもまだ數多の高僧がいた^③。

出三藏記集を開けて見ると、そこに興味ある事件が見出される。すなわち卷五・新集安公注經及雜經志錄第四の中、

薩婆若陀眷屬莊嚴經に關して僧祐が書き傳えている記錄である。この一卷二〇餘紙の經典は、郢州の乞食僧妙光が、郢州の僧正に逐われた舉句、都建康に潛入し、普弘寺に於いて僞作したものである。その内容は「薩婆若陀長者是妙光父名、妙光弟名『金剛德體』、弟子名『師子』」と注記にあることと、またその經名から推して、砂山稔氏も指摘されているように、妙光の一族を聖家族として喧傳するものであつたと思われる。彼等は書寫して屏風に貼り付けさせたこの經典を信者に莊飾供養させ、結果として看過できぬ騒動を都に惹き起すこととなり、主犯の妙光は捕えられ、「妙光巧詐^{ミツヅル}・事應^{ブクル}・斬刑^{スル}」との獄牒が下つたのである。これが事の顛末の前半であるが、僧祐は引き續いて次のように記している。

卽以^{チテ}其年(天監九年・五一〇)四月二十一日^ヲ、勅^シ僧正慧

超^ハ、令^ム内^ニ喚^ビ京師^ノ能講^ム大法師^{ニシテ}宿德^{アル}如^シ僧祐[・]曇淮^等、二十人^ヲ、共^ニ至^{ラシム}建康^ニ、前辯^シ妙光^ヲ事^甲、超即^チ奉^リ旨^ヲ與^ム曇淮[・]僧祐[・]法寵[・]慧令[・]慧集[・]智藏[・]僧旻[・]法雲^等二十人^ト、於^レ縣辯問^ス、妙光伏罪^シ、事事^シ譖^ム、衆僧詳議^シ、依^テ律^ヲ擴治^ム、天恩^{モテ}免^レ死^ヲ、恐^テ於^ニ偏地^ニ復^爲爲^ム惑^ム長繫^ヤ、即^チ收^シ拾^シ此經^ヲ、得^ミ二十餘本及屏風^ヲ、於^レ縣燒除^{セリ}、然^レ猶^ホ有^ル零散^ト、恐^レ亂^フ後生^ヲ、故^ニ復^シ略記^ス。

一旦は俗法によつて斬刑に處すと決した事件を、僧祐等二〇人による宗教裁判に差し回し、内律によつて處斷し、死罪を釋したといふのであるが、ここに裁判の構成員二〇名の内、九人の名が挙げられている。そして彼等の中、慧超・法寵・僧旻・法雲の四名がそれぞれの傳中に武帝の家僧として明記されている者である。出三藏記集の記錄を見ると、宗教裁判を指導する立場にあつたのは、僧正慧超であつたことがわかるが、高僧傳中に傳すら立てられていない慧命なる人物が加わつてゐることにも注目される。また梁の三大師として著名な智藏・僧旻・法雲がそつくり参加してゐる。そこで、續高僧傳中に家僧として明記されている前述の八名、この宗教裁判の他の參加者五名を、歿年の順に左に表示してみよう。

天監一四年(金五) 湘宮寺 曙淮 七七歳(續傳卷六)

天監一七年(五八)	招提寺慧集	六〇歳(梁傳卷八)
普通三年(五三)	建初寺僧祐	四歳(梁傳卷一二)
普通五年(五四)	開善寺智藏	六五歳(續傳卷五)
普通四年(五三)	建初寺明徹	年齢不詳(續傳卷六)
普通五年(五四)	靈根寺僧遷	五九歳(續傳卷五)
普通七年(五五)	宣武寺法寵	七四歳(續傳卷五)
普通八年(五六)	南潤寺慧超	年齡不詳(續傳卷六)
普通九年(五七)	莊嚴寺僧旻	六一歳(續傳卷五)
(^一 普通三年)	靈根寺慧令	年齡不詳(傳ナシ)
(^二 普通三年)	光宅寺法雲	六三歳(續傳卷五)
大同元年(五九)	草堂寺慧約	八四歳(續傳卷六)
後梁天保一二年	大寶精舍僧遷	七九歳(續傳卷六)

こうしてみるとわかるように、稀な長壽を保った慧約と、

一世代遅れて生れ、後梁時代に活躍した僧遷とを除けば、

殆どが天監末から普通年間にかけて入寂しており、言わば

武帝治世の前半の時期に輩出している。

彼等の各傳を通覽してみると、武帝によって禮遇されてか

らの行動には、天子たる武帝の教團統率者としての一面と、

一佛教者として的一面とが反映しているように思われる。

また目を轉じてみれば、武帝の一佛教者としての行動の中

にも自ずと天子としての姿勢が滲み出、それはそのまま沙門の天子に對する姿勢とも相應するものもある。以下、齊末梁初の混亂期をくぐり抜けて來た彼等の動向の意味する所を見て行きたいと思う。

—

| 晉淮・僧伽婆羅・僧祐・慧集 |

晋淮は、齊代に北より南遊して湘宮寺に止まり、臨川王

蕭映・長沙王蕭晃・廬江の何點・彭城の劉繪等貴顯の尊敬を受けている。彼は涅槃學者であつたが、梁唐二高僧傳には梁代においての事績が何等記されておらず、僅かに「成^ス其業^ヲ者二百餘人」とあるのみである。かえつて先の出三藏記集によつて、當時の建康における代表的高僧であつたこ

とが記録されることとなつてゐる。既に言われているように、前朝に崇敬された高僧が、梁代に及んでも武帝によつて變ることなく遇されていたことを示す一例であろう。彼は北來の僧であつたが、一方、僧伽婆羅⁽⁵⁾は扶南國より來朝した譯經僧である。彼は齊末の混亂期に身を潛めていたが、梁の天監五年に武帝に迎えられると、勅命の下に次々と都合一部の經論を翻譯した。殊に天監一一年(五一二)の壽光殿における阿育王經一〇卷の譯出には、武帝自らが筆受

の任に當り、次いで僧正慧超に引き繼がせて完成せしめ、⁽¹⁰⁾

「天子禮接甚厚、引爲家僧」との厚遇を與えている。

僧祐は、天監元年の時に既に五四歳、前朝よりの律學の大匠として令聞高く、また土木の才もあり、屢々武帝の命をうけて方々の大像を完成させている。「今上深相禮遇、凡僧事積疑皆勅就審決」と言い、親王公主貴賓から師として敬われた彼は、梁代初期の代表的高僧であつた。傳中に僧正や家僧の語はないが、彼もまた律學の大家として梁代の僧界に重きをなしていたことは疑いない。慧集も僧祐と同様に傳の中に家僧の語は見えないが、彼もまた前朝よりの論部の大家であり、「毎二日開講、負帙者千人」ともあり、僧旻・法雲・慧超（靈根寺）もその講筵に學んでいた。年齢的には後述する法寵・慧約よりも五・六歳若いが、論部の學僧として、翻譯家僧伽婆羅、北來の涅槃學者曇淮、律學者の僧祐と肩を並べる存在であつたことは、出三藏記集の記錄より窺うことができる。僧旻・法雲等の師としても重きをなしていたであろう。以上のこれ等四名は史料から窺う限り、後述の慧約等に較べれば、武帝との関りの點においていまだ稀薄であるとはいうものの、佛教界の肅正の任に當る者が同時に武帝との個人的關係に連つて行く兆しを見せていていると考えてよいと思われる。

——慧約・慧超——

この兩名は、常に武帝の側近にあつて活動し、この點において前述の四名とも、また後述の智藏・僧旻・法雲ともその活動の性質を異にしている。

慧約はここでとりあげる諸僧の中で最も長命を保ち、また武帝の崇敬の厚さは他に類を見ない程のものがある。詔をうけて作つた梁・王筠の碑文に「國師草堂寺智者約法師碑」（芸文類聚卷七六）とあるように、智者の號を授けられて武帝の受菩薩戒の師となり、國師の尊稱をも與えられた梁代隨一の權威者であつた。彼の傳の中には慧約の誕生前、一族の塋墓を占つた者が、「後世、修行して道を得、帝王の師となる者が現われるだろう」と豫言したという傳説が載つてゐる。これなども當時の彼の勢威を物語るものであろう。⁽¹¹⁾

彼の齊末から梁初にかけての行動については、文宣王會坐の所謂永明の八友の指導者格であった沈約を抜きにしては考えられない。⁽¹²⁾また慧約は周顥や褚淵・王儉等の南齊の代表的人士に禮遇されてもいる。彼はおおむね沈約と行動を共にすることによって、齊末の混亂期を乗り切つたようと思われるが、齊の明帝の頃、彼は沈約に向つて次のように語つてゐる。

貧道昔^{ヲレ}王(儉)褚(淵)二公供養^セ、遂居^ニ令僕之省^ニ、檀^ヲ
越爲^レ之^ヲ、當^ニ復入^ム地矣、

これは既に指摘されてもいるように、慧約の權力志向を如實に示しているものである。果して彼は、天監元年（五〇二）、尚書僕射となつた沈約の奏請によつて、省内に出入

できる勅許を得てゐる。慧約五一歳の時である。その後は順調に榮進を遂げ、天監六・七年の頃には殿内に出入するを得、沈約死歿の前年の頃になると、武帝と直接相見えるまでに至つてゐる。慧約傳には次のように言う。

(天監)十一年、(沈約)臨^ム丹陽尹^ノ、無^{クモ}何^ヲ而歎^{ハラク}、
有^ニ憂^レ生^之嗟^ニ、報^ニ曰^ク、檀^ノ福^報已盡^{ハルモ}、貧道未^ダ得^ニ減
度^一、詞旨悽然^ヲ、俄^{カニシテ}而沈殞^{シテ}、故其預契^ニ未然^ニ、皆此
類也、(中略)天監十二年、始勅^{アリテ}引見^{セシメラル}

武帝の怒りをかい、氣力體力共に失せて悶々の内に時を過していた沈約が、長年身近かにあつた名僧慧約に最近の心境を吐露し、恐らくは最後の救いを求めたのに對し、彼が送りつけた言葉は、道宣も評するようにまことに悽然たるものであり、言わばこの世での絶縁状とでも言ふべき内容のものであつた。沈約は死の前年七十二歳、慧約は六一歳の時のことである。これ以後「去^ニ來禁省^ニ、禮供優治^{ナリ}」といふ武帝の尊信をかち得た彼は、遂に天監一八年(五一九)、

皇帝の戒師といふ稀有の榮譽に浴することとなり、傳に言う

自^リ是入見^{ニハ}別施^{ニシ}漆榻^ヲ、上先作^レ禮^ヲ、然後就^レ坐^ム、皇儲
以下爰至^ニ王姬^ヲ、道俗士庶咸希^ニ度脫^{セシヨウ}、弟子著^レ籍^ヲ

者、凡四萬八千人、

という威望を確立することとなる。皇帝權力に接近することに専心した結果、家僧以上の尊信と禮遇と、そして何よりも皇帝の戒師といふ權威を武帝より與えられる成功をおさめたのである。

次に南澗寺慧超は、慧通・僧宗に師事從學し、註(56)で述べたように、慧約と同様、前朝の名徳であり弟子も多かつた僧柔・慧次等には學んだ形跡がない。また彼は多藝多才の人であり、この點において武帝の意に協う者であったと思われる。齊梁交代の際の彼の行動についてはよくわからぬ。梁代に入ると、「尋^{イデ}有^ニ別勅^ヲ、乃授^ニ僧正^ヲ」とあるように僧正の任に就き、それ以後二〇餘年に亘つて僧正として活動し續けてゐる。彼は普通七年(五一六)に歿してゐるから、天監元年(五〇二)から數えると二五年となり、恐らく天監も初期の頃に僧正となつたものであろう。そして天監年間の、恐らくは僧正就任の時期と隔たらない頃に武帝の家僧となつたと思われる。僧正として「凡在^ニ縕侶^ヲ、

威稟成訓」と言う威令を有する一方、家僧としては王公

にも勝る待遇を受けた慧超の姿は、他僧の傳の中に自ずと記録され傳えられている。今、その二・三の例を紹介して、家僧と僧正との両面を兼ねた慧超の行動を見ておきたい。

天監五年（五〇六）、僧正慧超は武帝の勅をうけて、この年都に戻った僧旻の住房を訪れ、法寵・法雲・周捨等と共に華林園において道義を講論するよう依頼している（續高僧傳卷五・僧旻傳）。この記録は、僧正でありながらもこの時點で既に、家僧としての面をも有していた慧超の姿を示すものである。

また、齊隆寺は前住者の法鏡が齊の永元二年（五〇〇）に歿してより、後繼者がおらずままに空席となっていたが、天監七年（五〇八）に至り、法寵を後任に据えることとなった。この時、法寵を後任に充てるべく武帝に進言したのが僧正慧超である。結果として「匡正寺廟、信得其人」との詔が下っている（同卷五・法寵傳）。

また、先にも紹介したように、天監九年（五一〇）、妙光が諸經より抄出して薩婆若陀眷屬莊嚴經を偽作し罪に問われた事件では、慧超が僧正として武帝の詔をうけ、僧祐等二〇〇名の實力者達を一堂に會せしめて審問を行っている。以上の二例は、武帝の信任の下に、僧正としての任務を果

している慧超の姿を傳えるものであろう。

また、天監一八年（五二九）、武帝は等覺殿において菩薩戒を受けたが、これより以前、武帝は受戒するに先立ち、僧正慧超に勅して、皇帝の戒師として適當な、長老で且つ德望ある者を擧げしめていた。慧超はこれに應じて法深・慧約・智藏の三名を擧げたが、既に武帝の意中には慧約があり、結局慧約を受戒の師と定めたと言う（同卷五・智藏伝）。これは、慧超が僧正と家僧との両面を保ちつつ、武帝に近侍していたことを傳える例である。

—智藏・僧旻・法雲—

彼等三名は、續高僧傳卷一五・義解篇論に、

時ニ三大法師雲・旻・藏者、方々駕當途、復稱僧傑ト

と言われているように、梁朝を代表する學僧である。しかし道宣は同時に、

榮藏道俗一業相兼者、則開善智藏、抑其人乎、
餘則慧解是長、儀範多雜、非無數翫楚尊
修細行、然定學攝心、未聞於俗、

とも言い、梁代の一般的潮流に對して、彼一流の批判を行っている。ところが一人智藏に對してのみはその鋒先を抑えており、これは、有名な武帝との白衣僧正論争における智藏の獨立不羈の姿勢に共感しているからに他ならない。

智藏は若い頃、僧祐や僧遠・弘宗を師とし、また僧祐の師法獻の下にもあつたが、後、齊代きつての學僧である僧柔・慧次に受學している。「當時柔次二公、玄宗^{トシマ}蓋^{カバ}世^ヲ」(智藏伝)と評される二人に學んだ經歴は、僧旻・法雲と共に通しているものの、法獻・僧祐の下にあつて律典を學んだところに、彼等とは一線を畫するものがある。これが武帝との間に論争を生む下地となり、引いては道宣の高い評價につながつていると見ることができよう。次いで傳には齊末の混亂を避け、以前に竟陵王の要請により講匠として赴いたことのある會稽に行き、終世の隱棲の場所として法華山を選んだことを記している。永元二年(五〇〇)、すなわち世に惡童天子として名高い東昏侯の代である。從つて智藏の行動も、單に隱棲と言うよりは、身の危險を感じての避難と言つた方がよい。資治通鑑卷一四二・永元元年の條には、東昏侯の兎行を述べる中で、次のような事件を傳えている。

又嘗至定林寺^{テル}、有沙門老病^{ノイムモン}不^{シテ}能^ハ去^ル、藏^ニ草問^ハ、命^{シテ}

左右^ニ射^レ之^ヲ、百箭俱發^ス、

このような事態は、嘗て、定林寺において僧遠や法獻に學んだことのある智藏ならずとも、身の危險だけでなく、齊朝滅亡の前兆を感じしめるに充分のものであつたに違ひな

い。果してその翌々年、齊梁間の交代が起り武帝は即位する。この時智藏は、宛も平和の到來と定着を見定めたかのようにして都に戻つてゐる。その後は、武帝以下の尊信をうけ、また武帝の、法會と組織統制の優越者支配者たらんとする野望を押し止め、殊に白衣僧正論争に關しては、法雲をして「常於^{テイハ}義理之中^ヲ、未能相謝^{セザルセ}」一日之事、眞可^シ愧服^スと嘆ぜしめる毅然とした姿勢を滿天下に示すに至る。但し、武帝にとつて尊敬すべき人物であつたにせよ、決して心地よい相手でなかつたことは、先に述べたように、菩薩戒を受けるに際し、戒師として智藏を選ばずに慧約を採つたところにも窺い知ることができよう。智藏の傳には家僧や僧正の語は見えず、かえつて彼は、

皇太子尤相敬接^{シテ}、將致^{シテ}北面之禮^ヲ、……降^シ尊下^ヲ禮^ヲ、就^キ而謁^シ之^ヲ、從^シ遵戒範^ヲ、永爲^シ師傅^ヲ、

とあるように、皇太子蕭統に師傅として厚遇されているが、その歿後は鍾山獨龍阜に勅葬されており、武帝の崇敬の程も窺い得る。

智藏が武帝に對し「持操不改」の行動を取り續けたのに對し、僧旻・法雲においては聊か様相を異にしてゐる。

僧旻と法雲とは同年生れの法友である。二人共に僧柔・慧次・寶亮に學び、また先に述べた慧集にも學んでおり、

その交遊は終生變らなかつたと思われる。南齊末、法雲は母の喪に服し「毀瘠過禮、累日不食、殆不勝喪」という行動を取つたが、僧旻は、それを出家者としての範疇を踏み外すような行爲として把え、法雲をたしなめている。兩人の傳を仔細に見れば、彼等の性格の相違が自ずとその行動に反映しているようである。

齊末の彼等の動向について見ると、法雲に關しては何等記すところがないが、僧旻に關してはかなり詳しく述べられている。

永元元年、勅僧局^{シヨウジク}講三十僧^{サンゾウ}、入華林園^{ハリントン}夏講^{セイカウ}、僧正^{ソウジ}

擬^{ミサント}法師^{ハツシ}、曼止^{ムヂ}之^ノ、或^{ルヒト}曰^ク、何故^{モソト}答^{エタク}曰^ク、此^レ

乃^チ内潤^{ナスモ}法師^{ハツシ}、不能^{モコトニ}外益^{オバフ}學士^{ハツシ}、非^{ヌト}謂^{ウハ}講者^ハ、

これは僧旻の、宮中における法會に對する批判でもあるが、しかし「齊曆橫流、道俗昏譖、時寵^{タツトビ}小人^{ハツシ}、世嫉^{ニクス}君子^{ハツシ}」との状勢を見るに及ぶと、建康政界の危險と混亂とを避け、彼の郷里でもある吳の地に入る行動を起している。従つて、先の彼の言葉も、ただ高踏無益の法會に對する批判とばかりは受けとれず、僧旻としては、東昏侯の宮中での講會に喜々として臨むことに、明らかな危險の兆しを感じ取つていたと見てよいであろう。この推測は、

皇梁膺^{カヤラ}運、乃^チ蕭然^{トシテ}自遠^リ、言從^ニ帝則^ハ、以^テ天監五

年一、遊于都鞶

という彼の梁朝成立後の行動からみても可能なことである。「遊于都鞶」とは言うものの、これは明らかに世間の歸趣を見届けた上での行動であり、僧旻四〇歳の身の活躍の場を再び都に求め、飄然として、舞い戻ったのである。智藏

が法華山に難を避けた時、既にそこで世を終える覺悟をしていたのに比べ、僧旻は明らかに一時的避難を意識して地方に身を潛めていたことが窺われる。齊代、竟陵王の世子蕭穎胄からの會稽赴任に同道するようとの申し込みに對して、にべもない返答を浴びせた彼が、天監五年に都に出てからは、武帝の恩寵を受け、六年以後においては遂に帝の家僧となり、大法會の講者としてまた書物の編纂者として、華々しい活躍を續け、晉陵の太守蔡撙をして、

昔仲尼素^{タリ}王於周^ハ、今旻公又素^{タリ}王於梁矣、

と歎せしめる程の聲望を勝ち得るまでに榮達している。このような結果は、蕭繹の「莊嚴寺僧旻法師碑」(藝文類聚卷七六所收)に、「本姓孫氏、有吳開國大皇帝其先也」と言う出自と共に、己れの才への自負がもたらしたものと言えようが、慧約等と共に通する權威志向的性格をも推量させるものがある。

一方法雲は、天監七年以降に家僧となり、また光宅寺主

ともなっているが、普通六年(五二五)には大僧正となつてゐる。彼も慧超と同様に、家僧と僧正との両面を兼ね備えていた人物である。但し、彼がいつ頃に僧正になつたかは明らかでない。ところで、家僧としての法雲の一面を示すと思われる例が、法雲傳の中に記録されている。

(法) 雲以ニ天監末年、欲報ニ施主之恩、於ニ秣陵縣同下里中、造寺一所、勅以ニ法師建造、可下仍以ニ法師爲名、

とあるもので、法雲は、施主の恩、即ち武帝の恩寵に報ずる意圖をもつて一寺を造営している。その際、資金は家僧としての賚給物より出たであらうし、その目的も武帝のための修福にあつたであらうことが推察される。この法雲の行爲に對し武帝は、寺に法雲の名を稱することを許して彼の意に酬いたのである。

僧旻と法雲とは同じ武帝の家僧ではあるが、自身が行う齋會に對する姿勢には大きな差があつたようである。今、このことを示す例を兩人の傳より擧げてみよう。僧旻は批判的であり、法雲は積極的であつた。

僧旻の弟子が「和上所修功德誠多未始建ニ大齋會、恐福事未圓」^ヲと問いただしたのに對し、僧旻は「大齋乃有ニ一時發起之益、吾寡乏人力、難得盡理」と一

應は現狀を是認するかのよな返答をした後、徒らに數量を誇る法會の有様を批判して次のように言う。

(前略) 如復求ニ寄王宮官府有勢之家、使役雖多、彌々難盡、意近識觀之、藉此開悟、智者類之、有

求レ名之謂。(以下略)

これに對し法雲は、自ら大々的に法會を行つてゐる。そのきつかけは、天監一八年の武帝の受菩薩戒にあつた。この時戒師となつた慧約は、「自茲厥後、王侯朝士法俗傾都、或有三年臘過、於智者、皆望風奔附、啓受戒法」^ニといふように、宛も教界に君臨するような勢威を示したが、法雲はこの趨勢に向つて斷固反対する一方、「當先發願、若得ニ相應、然後從受」と言い、華林園光華殿において盛大な千僧大會を設けている。このように法雲は僧旻と異り、時流に逆らわぬ考究の持主であつたと共に、あくまで自己の位置を主張して止まぬ性格の人物であつたらしく思われるのである。

——法寵・僧遷・明達——

法寵は、年齢的には前述の僧の中でも曇准・僧祐に次ぎ、慧約より一歳年長であるが、法系の上では本稿でとりあげる誰とも異り、僧周・曇斌等に學んでゐる。彼が天監七年(五〇八)僧正慧超の建言によつて齊隆寺の寺主に着任した

ことは既に述べた通りである。その後、武帝より上坐法師と呼ばれ家僧として遇されたが、また齊隆寺が宣武寺と改名され、規模を大きくするに至ると、東昏侯に誅殺された武帝の長兄宣武王蕭懿のために修福供養を行う任務を帶びたものと思われる。「勅施^{シテ}車牛人力衣服飲食^ヲ、四時不^{ラム}絶^ヨ」という厚遇をうけた法寵は、武帝の一族のために福を祈るという最も家僧としての語義にふさわしい生活を送っていたと言えるのではないだろうか。しかもこの法寵が出来三藏記集所掲の審問に名を列ねてもおり、注目されるところである。

僧遷は寶亮に師事しており、僧旻・法雲とは同門の後輩である。彼の傳は短く、詳しいことは窺うべくもないが、僧遷が武帝の家僧となつての後、天監一六年(五一七)夏に起つた逸話を次に紹介してみる。慧詡なる僧が或る夜、武帝の下に行き法會の相談を行つたところ、これを聞きとがめた僧遷が、満坐の中で慧詡に向い、

我與卿同出西州^{ヨリニ}沙門^ト、卿一時邀^シ逢天接^ハ、便欲^ス陵^{セント}駕^ハ、齊黨^ハ我惟事^ル佛^ト、視^ニ卿輩^ヲ蔑如^{タリ}也

と、その非を鳴らしたといふ。この僧遷の言葉から察するに、慧詡——彼もまた家僧に類する人物であつたろう——は、同僚の上に立とうとの野望をもつて武帝に取り入つて

いたように思われる。既に天監年間ににおいて、こういつた僧行の僧が武帝の周囲には存在していたことを示す一例である。

最後に明徹は、六歳で父を失い、僧界に入つてからも學ぶに師友なき境遇であったが、後、僧祐・僧旻に學び、そこから武帝の家僧としての榮譽を得るに至つた人物である。その彼の傳には、死に臨んでの彼の上呈文と、それに対する武帝の返書とが收載されており、家僧といふものに對する兩者の意識をかなりの程度に汲み取ることができる。そがあらましを次に抜き出してみよう。

(前略) 明徹本出^シ東荒^{ヨリ}賤民而已^ハ、微^{フスカニ}有^{リテ}善識[、]得^{レバ}豈意^{フンヤ}報窮^{リテ}便歸^{リマサレ}塵土[、]……明徹以^テ奉值之慶、論道之善[、]脫^{レバ}億代^{ヨリマサレ}還生[、]猶冀^{オカウ}奉願^{ソコト}……雖欲申^{レバ}心[、]心何肯盡^ハ不^{レバ}勝^ハ悲哀之誠[、]謹遣^{シテ}表^ヲ聞^ス。この表が武帝に上呈されると、武帝は萬壽殿において、内外の名僧貴顯の前に開陳し、ために皆「一時に慟絕」したといふ。そしてこれに答えた武帝の返書には次のように言う。

增^{ゼリ}其憂歎^ヲ、人誰不^{レバ}病[、]何以^テ遽終^ハ過甚[、]……唯應^下

正念諸佛、不捨大願、與般若相應、直至三種智、
發菩提心、彼我相攝、方結來緣、……善惡至理、
勿起亂想、覽筆悽憇、不復多云、

この後、武帝は、明徹の住寺において彼のために三百僧會を設け、自ら懺願文を作つて懺悔せしめたとある。これ等を読んでみると、明徹の表は、専ら武帝に對する至誠の開陳が主内容となつており、これに應ずる武帝の返書には、宛も明徹の師父としての自信を持つて書き送ったかのような趣きがある。普通三年（五二二）、武帝は五九歳の時のことである。そしてここには、單に檀越と家僧という關係以上に、主從の關係ともいふべきものが認められると言つてよいと思われる。

初、年少、孝稟自然、家貧、親老、珍養或闕、後名徳既立、供喫腹旨、進饋益陳、及處艱憂、毀幾致滅、

とあり、これは孝心の敦さを稱揚している文面ではあるが、出家者と雖も、俗人と同様に立身榮達を望み、老父母に充分な仕送りをして孝養を盡すことを自ら希求し、また世間から也要請されていたことを示している。このように日々の生活に充足しつつ、佛教の教理研究にいそしむ名僧が、後輩の僧侶から羨望の眼で見られ、その目標となることは自然の勢いであろう。このような例としては

有常供養僧、學雲法華、日夜發願、望得慧解等之、（法雲伝）

（道超）聞龍光寺僧整始就講說、彌勇歎曰、乃可無七尺、何事在於人後、……因自懺悔、求諸佛菩薩、乞加威神、令其慧悟如僧是也、（統

三

ここで、彼等の個人的生活面に目を向けて見ると、「勅施車牛人力衣服飲食」四時不絕（法雲伝）と言つた待遇を等しく與えられ、その莫大な給付は、寺を造營し千僧大會を行つに充分な程であり（法雲伝）、「雅勝王公」（慧超伝）生活であつたと言つてよい。そしてそれはまた親屬を養う糧ともなつていた。本稿では述べ得なかつた後梁の僧遷の傳に、

武帝は天監三年に「捨事李老道法詔」を公布し、一〇年

高僧伝卷六・道超伝）

等が擧げられる。法雲傳の例が普通年間のことと考へられるに對し、道超傳の例は南齊代のこととていう相違はあるが、兩例共に、早く講席に着き名聲を得たいという青年僧の野望を示してゐるものと理解してよいであろう。

に「斷酒肉文」を公表し、一六年に宗廟の犠牲を廢し、また天下の道觀を廢する等の軌跡を殘しながら、遂に一八年には菩薩戒を受けるに至るが、この佛教界の盛儀に密接に關與していた者に、僧正であり家僧であつた慧超と戒師となつた慧約があり、また慧約に對立した法雲や戒師の候補に一度は擧げられた智藏等がいた。この法雲・智藏もいづれも武帝の家僧であつた。これら的人物の行動を通覽してみると、彼等はおむね、武帝を南齊末混亂期の救世主と歓迎し、招請を受ける形をとりながら、その下に馳せ参じ、そして互いにもつれ合いつつ武帝に結びつき、次第に特權化した階層を形成して行つたと思われる。智藏に見られるような諫言の士としての姿、慧約や慧超に見られるような皇帝の側近としての姿、また明徹において最も典型的に見られる主從的絆で結ばれた姿等は、貴族士大夫としての意識を濃厚に持つた梁代佛教界の代表者達の一面を窺わせるに足るものであろう。

一方、慧超や法雲、殊に慧超に見られるような僧正と家僧との兩面を併せ持つた沙門が現われ、法雲や寶寵等に見られる武帝またはその一族のために祈福する沙門が家僧として現われている。南朝における僧正の職任が如何様のものであつたかは、なお不明確のままに殘されている問題である。

あるものの、殊に慧超が兩面を併せ持ち、武帝もまたその兩面を左程に區別せずに彼を用いていたと思われる點より推測すれば、僧正と言い家僧と稱せられてはいるものの、その職分に嚴然たる公私の區別があつたとは考えにくい。却つてそれ等の底に流れているのは、明徹と武帝との間に交わされた書信によく窺い得るような、判然とした主従の關係ではなかつたであろうか。このように考えることができるならば、沙門と稱しつゝも、その内實は、武帝の統制に組み込まれたものとい得よう。沙門とは本來超俗の者は當時の誰しもが標榜する所であるが、しかし實はこの姿勢こそが、貴族佛教的一面を如實に表わしているのではないだろうか。

貴族士大夫全盛の時代には、佛教者もまたその風潮に同調同化して行つたであろうことは想像に難くない。出家者が時代の趨勢を敏感に見抜き、それに乘じていつた結果になお帝權の周りに群り集まり、榮耀榮華を誇った僧の群れが現われていることも、決して偶發的事象ではなく、彼等が時代の趨勢を敏感に見抜き、それに乘じていつた結果に過ぎないのである。

① 隋書卷二五・刑法志にも

武帝年老、厭_ニ於萬機_ニ、又專_ニ精佛戒_ニ、每_ニ斷_ニ重罪_ニ則終日不_ニ憚_ニ。

と言つてゐる。

② 「支那佛教盛時に於ける家僧・門師」また「梁の武帝の佛教信仰」(『支那中世佛教の展開』所収)

③ 前掲註②「梁の武帝の佛教信仰」には、保誌・僧祐・寶唱・智藏・慧約・慧超(靈根寺)・洪偃・寶瓊・安廩・慧勝・法規等の僧を挙げてゐる。

④ 「江左妖僧攷—南朝における佛教徒の反亂について—」(東方宗教四六所収)

⑤ この他、家僧に類する厚遇を受けた者として天監一三年に九七歳で歿した寶誌、天監一七年以降に歿した寶唱、普通七年に五二歳で歿した慧超(靈根寺)等がいるが、今は省くこととする。

⑥ 繼高僧傳卷六。また梁高僧傳卷八僧宗伝にも見えてゐる。

⑦ 前掲註②山崎氏論文

⑧ 繼高僧傳卷一。また歴代三寶紀卷一。

⑨ 但し、原本は全て曼陀羅が齋したものであつたこと、そして彼の死後に僧伽婆羅が翻譯の任に當つたことが、歴代三寶紀卷一一に見えてゐる。

⑩ 歴代三寶紀一一による。僧正慧超とは後述する南澗寺の慧超のことであるが、續高僧傳卷六・靈根寺慧超傳には壽光殿學士たる彼が筆受の任に當つたと記されている。僧伽婆羅傳では「勅_ニ沙門寶唱慧超僧智法雲及袁曇允等、相對疏出」と

あり、また梁高僧傳卷二・求那毘地傳では寶唱・袁曇允の筆受を伝えるのみである。この南澗寺慧超と靈根寺慧超は同年(普通七年)に歿しており、續高僧傳中にもまゝ混雜が見られるようである。なお、阿育王經の翻譯が武帝に與えた影響については、横超慧日氏「中國佛教における國家意識」(『中國佛教の研究』所収)を参照。

⑪ 梁高僧傳卷一の僧祐傳の他、同卷一三・僧護傳・法悅傳等に見える。なお僧祐と經藏の造立及び劉勰との關係については拙稿「南朝梁の定林寺と衆經要抄について」(印度學佛教研究二六一) 参照。

⑫ 慧約傳にはこの他、齊・蕭子良の會坐における次のような話も載せている。

時有_ニ釋智秀・曇纖・慧次等_ニ、並名重_ニ當峰、同集_ニ王坐_ニ、約既後至、年夏未_ニ隆、王便斂_ニ躬盡_ニ敬、衆咸懷_ニ不悅之色、王曰、此上人方_ニ爲_ニ釋門領袖_ニ、豈今日而相待耶。

⑬ 沈約、また周顥と慧約との結びつき、彼の行動及びその意味するところ等の問題については、撫尾正信氏の論文「梁國師慧約をめぐって」(『和田博士古稀記念東洋史論叢』所収)に述べられてゐる。今は極く要點だけを述べるに止める。

⑭ 前掲註⑮撫尾氏論文。

⑮ 慧約は慧靜に師事したが、その歿後は誰にも就かず、註⑯に記したように、齊代、既に竟陵王會坐における慧次・智秀等の同僚として活動している。以下に述べる智藏・僧旻・法雲等が僧柔・慧次等に就いて學び、彼とは法系を異にしてい

たこと、及び天監一八年の當時には、僧祐・曇准・慧集等が既に死歿していること（僧祐には智藏が学び、慧集には僧是法雲が學んでいる）を考えにいれると、當時の建康佛教界での、一面では法系的に孤立し、他面では最も年長者（僅かに法寵が一歳年長）であった慧約の、帝權に代表される俗界の權威を背景にして教界に臨まさるを得なかつた姿が窺えるようである。

(16) 繼高僧傳卷五・僧旻伝によれば、既に天監五年には僧正としての慧超の名が見える。

(17) また寺主としての慧超の一面をも傳える例として次のようないなものがある。

初、（寶）瓊入京、將臨法席、既無人識、不許房居、乃求僧正慧超寄南澗住、超聞未許、見而駭曰、此少俊當紹吾今位、法門所託、何慮無房、即命寺綱、忻然處置、（續高僧傳卷七・寶瓊伝）

ここで、出三藏記集の記録に現われながら高僧傳に立傳されていらない慧令なる人物について述べることとする。彼は先

獻律行精純、德爲物範、鄧郡王肅王融・吳國張融張縕・沙門慧令・智藏等、並投身接足、崇其誠訓、と見え、智藏と共に法獻の門に入り、律學を修めている。この法獻は玄暢と共に、南齊武帝時代の二大僧主と言われた人物で、律學の大匠であり僧界の實力者であった。法獻には彼の歿後に碑を建てた僧祐があり、慧令は、法獻門下として僧

祐の後輩に当り、また智藏の同輩でもあつたことになる。但し、梁高僧傳卷八・僧宗傳に見える數論を善くしたと言う安樂寺慧令と、歷代三寶紀卷一に記録する天監一六年に勅をうけて般若經抄一二巻を撰した靈根寺慧令が同一人物であるかどうかはわからない。續高僧傳卷七・寶瓊傳には、若い寶瓊（天監四年～陳至德二年）に「切難聯環」して却つてやりこめられてしまふ僧正慧令の名が見え、また蕭子顯撰「御講金字摩訶般若波羅蜜多經序」（廣弘明集卷一九）には中大通五年（五三三）、武帝が金字大般若經を講説した際の参加者の中に、大僧正靈根寺慧令の名が記録されている。以上により、慧令は、法獻門下として僧祐・智藏と同門の律學者であり、天監九年の妙光事件の審問にはその名を列ね、以後天監一六年の般若經抄撰述を経ながら、遂には梁代後半、大僧正となるに至つた人物であることがわかる。智藏と同齡と仮定すると、中大通五年當時は七十歳半ばに達しており、僧界の長老として勢威を保つていたであろう。

(18) 白衣僧正論争について、鈴木啓三氏「梁代佛徒の一性格」—白衣僧正論争を通して—（史觀四九）に詳しい。また智藏の態度について、森三樹三郎氏著『梁の武帝』では、エゴイズムの発露と評されている（同書一六〇頁）が、そういう一面は見逃せないにせよ、當時、武帝に対して抗辯したのが彼一人だけであり、同時の慧約・慧超も、また僧旻・法雲ですらも沈黙を守っていたのであるから、強ちエゴイズムからの行動とばかりは言えないであろう。かえって「直言極諫の

士の態度に相通する」（鈴木氏論文）一面に注目すべきではないだろうか。

(19) 望月信亨『佛教大辭典』智藏の項に、智藏を戒師となしたと解しているのは誤りである。なお山崎宏氏前掲注③論文でも慧約とする。

(20) 天監七年に衆經要抄八〇巻を編纂している。拙稿「梁代佛

教類聚書と經律異相」（東方宗教五〇）「南朝梁の定林寺と

衆經要抄について」（印度學佛教學研究二六一）参照。

(21) その性格の一端は、法雲傳の中の次の二節にもよく表わさ

れている。

……自_二從王公_一逮_二于榮貴_一莫_レ不_ニ欽敬_一至_ニ於吉凶慶弔_一不_レ避_ニ寒暑_一時人頗_ニ謂_ニ之遊俠_一而動必弘_ニ法_一不_レ以_ニ此言_ニ關_ニ懷_一。

(22) 梁高僧伝卷一三・法鏡傳に、

今上爲_ニ長沙宣武王_一治_ニ鏡所_一住寺_一因改曰_ニ宣武_一也_一、
とあることから、この時期は天監七年より末年頃までの間と
考えられる。續高僧傳のこの部分には出入があるようと思われ、或いは家僧となつたのは宣武寺改名の後の事であるかも
知れない。なお、梁書卷二五・徐勉傳には宣武寺を廣げるた

めに、徐勉の土地が提供されたことを記している。

(23) 歷代三寶紀卷三・帝年下、天監一六年の條に、

六月、廢省諸州道士館、

とあるのに依る。山崎・森兩氏共に氣付いておられない。佛

祖統紀卷三七の記事は歴代三寶紀以外に同様の記録を見出

すことができるため、なお一抹の疑問が残る。

* 梁代佛教の性格を把握するには、まだ多くの問題とすべき、

對象がある。本稿で採りあげた諸僧に關連するものとしては、
例えは寶唱（彼もまた家僧の待遇をうけている）に代表され

る數々の編纂事業がある。また他には法超・明徹等が關係し

てゐる律典の整備普及の問題があり、これに關連するものと

して天監一八年における武帝の受菩薩戒の問題がある。これ

等典籍の編纂は、いづれも天監・普通の時代に集中しており、
本稿で述べたように、武帝の家僧或いはそれに匹敵する僧達
が殆ど武帝治世の前半に歿し去つてゐることと符節を合して
いる。武帝治世の後半における僧徒の動向と同様、今後解明
して行くべき課題である。

(本学助手 東洋仏教史学)